

食安輸発0108第1号

平成22年1月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

ブラジル産生鮮コーヒー豆の取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年11月30日付け食安輸発1130第1号）に基づき、ジクロールボス及びナレドについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、ブラジル政府より、残留農薬管理対策について報告があり、これまでの検査実績を踏まえ、本日以降、輸入届出されるブラジル産生鮮コーヒー豆のジクロールボスに係る検査については、通常の見視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

また、平成17年11月29日付け食安輸発第1129001号については、本通知をもって廃止することとします。